

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」 の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて

令和4年3月2日

個人情報保護委員会事務局

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の概要

【1. 本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年閣議決定、平成30年一部変更）、通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定並びにプライバシー保護の観点を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできる限り具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、個人情報保護法第6条及び第8条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるもの。

※本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは、次ページ以降にて記載

【2. 今般、共管とすることについて】

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）による個人情報保護法改正等を踏まえ、本ガイドラインについても、所要の見直しを行い、今年1月27日から、総務省が意見公募手続を行っていた。

今般、令和2年改正法等の施行に向けて、本ガイドラインを見直したことを契機に、当委員会と総務省の共管とする。

【3. 今後の予定】

3月下旬 : 改正ガイドラインを官報公布

4月1日 : 改正ガイドラインを施行

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」における主な規定

本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは以下のとおり。なお、以下の用語の定義等については、今般の改正後のもの。

【1. 用語の定義】

- 電気通信事業者：電気通信事業（電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業をいう。）を行う者
- 電気通信役務：電気通信事業法第2条第3号に定める電気通信役務
- 電気通信サービス：電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務及びこれに付随するサービス
- 利用者：電気通信役務を利用する者
- 加入者：電気通信事業者との間で電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者

【2. 電気通信事業者の義務等】

- 個人情報保護管理者を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない旨を規定
- プライバシーポリシーを定め、公表することが適切である旨を規定。プライバシーポリシーにおいて、取得される情報の項目等を定め、利用者にとって分かりやすく示すことが適切である旨を規定（詳細は次ページにて記載）。
- アプリケーションソフトウェアを提供する場合、アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である旨を規定
- 上記の他、電気通信事業法に基づく規律が定められている。
 - ✓ 通信の秘密に係る個人情報について、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、取得・利用・保存・第三者提供をしてはならない 等

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の主な改正内容

本ガイドラインの今般の改正内容のうち、主なものは以下のとおり。

【1. 電気通信事業者の義務等】

- プライバシーポリシーにおいて、電気通信事業者の氏名又は名称、取得される情報の項目、取得方法、第三者提供の有無等について定め、利用者にとって分かりやすく示すことが適切である旨を規定
- 令和2年改正法等に合わせて、不適正利用の禁止、漏えい等の報告等、個人関連情報の第三者提供の制限等、第三者提供記録の開示等について、規定を新設

【2. 個人情報保護委員会と総務省との共管化】

本ガイドラインのクレジットに「個人情報保護委員会」を追記